

建設現場の生産性を飛躍的に向上するための 革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト 追加公募実施の公示

令和2年4月3日修正

国土交通省大臣官房技術調査課長
岡村 次郎

次のとおり、応募書類の提出を招請します。

1. 概要

(1) 公募概要

国土交通省では、全ての建設生産プロセスで ICT 等を活用する i-Construction を推進し、建設現場の生産性を 2025 年度までに 2 割向上させることを目指しています。このため、公共土木工事において、様々な分野の知見を結集し、デジタルデータをリアルタイムに取得、これを活用した IoT、AI をはじめとする新技術を試行することによって、建設現場の生産性を向上するための研究開発を促進する「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」を 2018 年度より開始しました。2019 年度は、2019 年 4 月から公募しましたが、このたび 2020 年 3 月 3 日～4 月 24 日の間で追加公募を行います。

(2) 公募対象技術

- ・技術 : 第 5 世代移動通信システム等を活用して土木又は建築工事における施工の労働生産性の向上を図る技術
- ・技術 : データを活用して土木工事における品質管理の高度化等を図る技術

2. 応募要件等

(1) 応募・試行要件

- 1) 提案内容を国土交通省等が発注している工事（試行実施中に契約中または契約見込みである工事）の現場において 2020 年度末までに試行すること。なお、試行の内容や 2) に示す取得データの取扱いについて、あらかじめ試行を行う工事の発注者の了解を得ること。
- 2) 試行により取得するデータをクラウド環境等により随時、工事の発注者や(2)に示すコンソーシアムの構成員と共有すること。また、試行終了後、取得したデータを国土交通省に提出すること。

なお、国土交通省以外の者が発注する工事において試行を実施する場合は、取得データを国土交通省に提出することを書面にて発注者に了解を取り、ヒアリング時にその書面を提出すること。提出する書面は任意の様式とする。

(2) 資格要件等

応募者は、国土交通省等の発注工事を受注している建設業者（建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者）を含むコンソーシアムとし、以下の要件を満たすこととします。また、コンソーシアムの代表者は、提案内容に関する担当責任者を定めることとします。

- 1) コンソーシアムの構成員には、建設業者のほかに、提案内容を実施するために必要な者として、測量・調査・設計業務を行う企業、計測機器メーカー、IoT・AI・ロボット等の技術開発・情報システム設計・運営等を行う企業、大学・研究機関等のいずれかを含むこと。
- 2) コンソーシアムの各構成員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、又は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- 3) コンソーシアムの各構成員の役割分担が明確であること。
なお、応募時点で、コンソーシアムの設立は予定で構いませんが、提案内容が選定された場合で、契約締結までにコンソーシアムを設立できない場合、選定を無効とすることがあります。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒305-0804 茨城県つくば市旭1
国土交通省国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター社会システム研究室
E-mail nil-kensys@mlit.go.jp

(2) 公募要領の交付方法

交付方法：下記の国土交通省 HP にて公開
http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000672.html

(3) 応募書類の提出期限、場所及び方法

期限：2020年4月24日(金) 17時00分(必着)
場所：上記担当部局
方法：公募要領とともに交付される応募資料に基づき、コンソーシアムの代表者が E-mail で提出すること。

(4) 説明会の有無、日時及び場所等

説明会の実施：無

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：3(1)に同じ。
- (3) 提出された応募書類は、プロジェクトの選定以外の目的に無断で使用しない。
- (4) 実施者の選定は、学識経験者等からなるワーキンググループにおいて、書類審査及び応募者からのヒアリングを行った上で行う。
なお、ヒアリングは新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から省略する場合があります。詳細は別途通知する。
- (5) その他の詳細は公募要領による。